釜石市土地開発公社が所有する嬉石松原地区の土地を分譲します

釜石市土地開発公社が所有している嬉石松原地区の土地に、二つの空き画地があります。 希望する人にこれらの画地を分譲します。

受付期間

12月16日(月)〜令和2年1月31日(金)9時〜17時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く ※郵送の場合、令和2年1月31日(金)消印有効 申し込み

市都市整備推進室に備え付けの「画地の譲渡申請書」 に必要書類を添えて同室に持参または郵送してください。 必要書類は申請書に記載してある他、市のホームページ でも確認できます。

※申請書は市のホームページからダウンロードできます 対象:法人を含む全ての人

決定方法

- ①申し込みが1件の場合は、その人に決定します
- ②複数の申し込みがある場合は、釜石市土地開発公社が 定める優先順位により決定します
- ③優先順位が同位の場合は、抽選により決定します 結果については、令和2年2月中旬までに申込者全員 にお知らせします。

※優先順位

優先1位:釜石市内で被災し、仮設住宅もしくはみな

し仮設に入居している人

優先2位:釜石市内で被災した人

優先3位:釜石市外で被災し、仮設住宅もしくはみな

し仮設に入居している人

優先4位:釜石市外で被災した人

優先5位:釜石市に定住 (3年以上居住) する意思が

ある人

申し込み・問い合わせ 市都市整備推進室内 土地開発公社 事業係 ☎27-8437 〒026-8686 只越町3-9-13 (市役所第5庁舎2階)

釜石市民体育館が 12月1日オープン

釜石の復興事業のうち、市が整備する最後の公共施設である市民体育館がオープンしました。東日本大震災で鉄骨などが被災した桜木町にあった旧市民体育館の代わりに、鵜住居駅前のうのすまい・トモス内に整備されました。

体育館の近隣にはいのちをつなぐ未来館、ラグビーワールドカップ会場となった釜石鵜住居復興スタジアムや根浜海岸観光施設オートキャンプ場もあり、スポーツ、震災の伝承、観光などさまざまな活動の拠点としての活用が期待されます。

利用・予約方法

- ・競技団体向けの令和2年4月以降の定期利用については、3月中に申し込みを受け付ける予定です
- 一般の利用受付は11月から開始しています。新規利用申請、空き状況の確認などは市民体育館、または市生涯学習文化スポーツ課へお電話ください。

休館日 毎週月曜日 (祝日の場合はその翌日)、年末年始



開館時間

9時~21時

申し込み・問い合わせ 市民体育館 ☎27-5511

市生涯学習文化スポーツ課 スポーツ推進係 ☎22-8835 (令和2年1月6日)以降の連絡 先は☎27-8420) 7

>

3

ば





おおく ぼ ゆき と **大久保幸永くん(2歳)** 優しくて妹おもいのお兄ちゃん これからも元気に大きくなろうネ!

うしぶち & おん **丑渕澪穏**ちゃん(2歳)

活発でめんどう見の良い優しいお姉ちゃん!

これからも元気に大きくなってね!



ま うらゆい か 三浦唯花ちゃん(2歳) いっぱい食べて大きくなろうね!!



藤井ともえちゃん(2歳) 優しいお姉ちゃんでいてね!!



まくち りん **菊地 凛ちゃん(2歳)** これからも元気な 凛ちゃんの成長たのしみです



あ べおうのすけ 阿部桜之輔くん(2歳) ずっと笑顔でいようね♡



※「楽しい!輪・和・話」では、市内で活動している文化、スポーツ、ボランティアなど のグループを紹介します

働く婦人の家自主グループ グループぱすてる

※「すこやかアイドル」では、子どもの笑顔とお家の人からのメッセージを紹介します

1~5歳くらいのお子さんの写真を広報に掲載しませんか?

希望の場合は市広聴広報課(☎27-8419)までご連絡ください

私たちの「グループぱすてる」は、美術講師の指導の下で、30年以上続く絵画グループです。

四季折々の風景や身近な草花などを絵で表現することは、日常生活を潤し、新たな自分を発見する機会にもなっています。その成果は、年1回開催される働く婦人の家まつりで展示発表し、皆さんに見ていただいています。

未経験者の人も大歓迎です。ぜひ、気軽にご連絡 ください。新たな出会いを待っています。

- ■活動項目 デッサン、パステル、水彩、油彩画など
- ■活動日 毎月第2、第3木曜日 ■時 間 12時~15時
- 場所働く婦人の家



■会員数 7人

■会費 月2,500円

■講師名 菊池政時(県立高校美術講師)

■連絡先 ☎23-2017 (働く婦人の家)





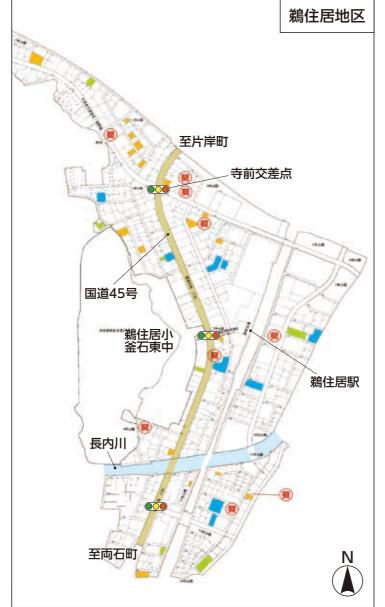
土地売却など情報登録箇所

(11月30日時点)

凡 例	
	売 却
	賃 貸
- 3	売却・賃貸
2	契 約 済







釜石市区画整理土地活用支援制度を ご活用ください

市は、土地区画整理事業による宅地造成後の土地(換 地)の利活用を推進するため、区画整理土地活用支援制度 を実施しています。この制度は、土地区画整理事業区域内 に土地を所有する人からの申し込みにより登録された、売 却や賃貸を希望する土地情報を、市都市整備推進室の窓 □やホームページ (土地活用支援のページ) で公開し、登 録された土地の取得や貸借を希望する人とのマッチングを 行うものです。

土地区画整理事業地区内の利用予定がない土地につい てお悩みの人、土地の取得や賃借をお考えの人は、当制度 をご活用ください。まずはお問い合わせください。

■土地の売却・賃貸を希望する人は

所有する十地の売却・賃貸を希望する人は、制度への 登録が必要ですので、次の書類に必要事項を記入の上、 添付書類と併せて市都市整備推進室へ提出してください (郵送可)。

- 土地売却等情報登録申込書
- 土地売却等情報登録同意書
- ※申し込みの条件や必要書類など、詳しくはお問い合わ せください

○添付書類

- 1. 全部事項証明書(登記簿謄本)
- ※不要の場合がありますので、提出前にお問い合わせく ださい
- 2. 住民票(共有者がいる場合は、共有者全員のもの)
- 3. 戸籍(法定相続関係が分かる範囲のもの)
- ※相続が発生している場合のみ必要です

申し込み 市都市整備推進室 区画整理係 ☎27-8437 問い合わせ 〒026-8686 只越町3-9-13 (市役所第5庁舎2階)

【制度の運用方法】

売却等希望者の募集 売却等情報の発信 (窓口や市のホームページなど) 取得等希望者の受付 売買にむけた協議・交渉

※宅地建物取引業者等に協力を要請

■土地の取得・賃借を希望する人は

登録された土地の取得・賃借を希望する人は、 登録情報の中から希望する土地を選び、次の書類 に必要事項を記入の上、市都市整備推進室へ提出 してください (郵送可)。

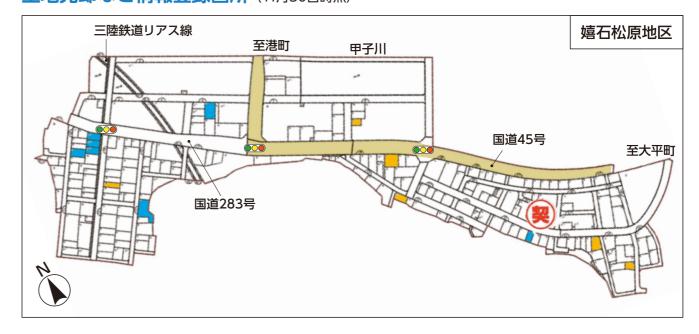
- 土地壳却等情報利用申込書
- 土地売却等情報利用誓約書

■注意事項

- 登録情報、申込書などは、市都市整備推進室の 窓口に備え付ける他、市のホームページ(土地 活用支援のページ) から確認・ダウンロードで
- 市は売却などの情報登録と発信のみを行い、売 買などに係る交渉や協議には関与しません
- 土地情報の登録手数料や利用手数料はかかりま

18

土地売却など情報登録箇所 (11月30日時点)



2019.12.15 広報かまいし 広報かまいし 2019.12.15